

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「仙北市 地方創生・近未来特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国有林野活用促進事業

内容：国有林野の管理経営に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第16条の3に規定する国有林野活用促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が田沢湖周辺地区の10haの国有林野を活用し、森林空間を高度利用した生産方式(併せ行う放牧を含む)を導入し、森林の新たな価値を創造するとともに、食産業の振興等を図る。

- ① 有限会社グランビア(東京都及び秋田県仙北市)[栽培作物：ハーブや果樹等]【平成28年4月より実施】

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

仙北市内において、以下の事業者が農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、高機能農作物の生産・加工等を行う。

- ① 株式会社メディカルファーム仙北(秋田県仙北市)[営農作物：ハーブ]【平成27年9月を目途に設立】

- ② 有限会社グランビア(東京都及び秋田県仙北市)[営農作物：米、養豚]【平成28年2月より実施】

(3) 名称：国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

内容：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

(平成28年4月1日から規制の特例措置が全国展開)

公益社団法人秋田県シルバー人材センター連合会(秋田県秋田市)が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高年齢退職者の就業の促進を図るための労働者派遣事業を行う。【直ちに実施】

(4) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

FPV Robotics 株式会社が開催する競技会について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。【平成 28 年 7 月に実施】

(5) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 3 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、秋田県が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、仙北市においては、1 月から 2 週間に短縮する。

【平成 28 年 7 月より実施】

(6) 名称：国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業

内容：旅行業法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

農家民宿を営む事業者等による、地域固有の資源を活かした「着地型旅行商品」の企画・提供を促進するため、仙北市において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する。【平成 29 年 9 月を目途に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、多様な担い手が農業・林業に参入し、効率的・先進的な生産に取り組むとともに、素材を活用した 6 次産業化の推進を通じ、仙北市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業

内容：地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者要件の特例

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、原則 11 時から 14 時まで営業所に勤めることや、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行業法に規定された旅行業務取扱管理者の職務を果たさなければならなくなったときに、速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための電話による連絡体制を構築することで、他業種との兼任を認める。【平成 30 年度より実施】

i) 実施主体：仙北市農山村体験推進協議会

- ii) 開始の日：国家戦略特別区域計画の認定を受けた日
- iii) 区域の範囲：秋田県仙北市の全域